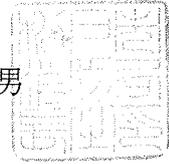


松戸市消防局告示第4号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。）第12条第1項第8号ハの規定により、消防長が指定する防火対象物を次のように定める。

平成28年3月24日

松戸市消防局長 佐山 幸男



消防用設備等に係る総合操作盤を設ける防火対象物の指定

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。）第12条第1項第8号ハの規定により、消防長が指定する防火対象物を次のとおり指定する。

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、及び（16）項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - （1）地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上の防火対象物
 - （2）地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上の防火対象物
- 2 令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで及び（16）項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもののうち、次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの
 - （1）令第12条の規定に基づくスプリンクラー設備
 - （2）令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）
- 3 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物で、次のいずれかの設備が設置されているもの
 - （1）令第12条の規定に基づくスプリンクラー設備
 - （2）令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。